

岩手大学大学院連合農学研究科教員資格審査に関する内規

(趣旨)

第1条 この内規は、岩手大学大学院連合農学研究科（以下「連合農学研究科」という。）
教員の資格審査に関する必要事項について定めるものとする。

(資格)

第2条 連合農学研究科教員となることのできる者は、次の各号の一に該当し、かつ、その担
当する専門分野に関し、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者とする。

- (1) 博士の学位を有し、研究上の顕著な業績を有する者
- (2) 研究上の業績が前号の者に準ずると認められる者
- (3) 専攻分野について、特に優れた知識及び経験を有する者

(資格判定)

第3条 連合農学研究科教員の資格判定に当たっては、人格、指導能力、教育・研究業績、及
び学会・社会における活動等を考慮し、次の各項についての適格性を判定する。

- (1) 研究指導を担当する資格を有する教授、准教授又は講師及び助教（以下「主指導教員資
格者」という。）
- (2) 研究指導の補助を担当する資格を有する教授、准教授又は講師及び助教（以下「副指導
教員資格者」という。）

2 連合農学研究科教員の資格等備えるべき条件の基準及び連合農学研究科主指導教員資格
者の再審査実施基準は、別に定める。

(連合農学研究科教員候補者の推薦)

第4条 岩手大学総合科学研究科長、山形大学農学研究科長、弘前大学農学生命科学研究科長、
弘前大学地域共創科学研究科長、福島大学食農科学研究科長、又は岩手大学大学院連合農学
研究科と連携大学院協定を締結している機関の長（以下「構成大学の農学研究科長等」とい
う。）は、資格審査の必要が生じたときは、推薦書（別記様式1）に次の各号に掲げる資料
（以下「個人調書等」という。）を添えて、連合農学研究科教員候補者（以下「候補者」と
いう。）を連合農学研究科長に推薦するものとする。

- (1) 連合農学研究科教員候補者個人調書（別記様式2）
- (2) その他必要と認めるもの

2 前項に定める構成大学の農学研究科長等のほか、必要が生じたときは、連合農学研究科長
が候補者を推薦することができるものとする。

3 帯広畜産大学の教員、他連合農学研究科からの異動教員並びにデュアルディグリープログ
ラム協定校の教員については、別に定める。

(教員資格審査委員会の設置)

第5条 連合農学研究科長は、前条の規定により候補者の推薦があったときは、代議員会の議
を経て、教員資格審査委員会を設置する。

2 教員資格審査委員会は、資格審査の円滑な運営を図るため、専門委員会を置く。ただし、

帯広畜産大学の教員、他連合農学研究科からの異動教員については除く。

(教員資格審査委員会の任務)

第6条 教員資格審査委員会は、候補者にかかる個人調書等に基づき、第2条及び第3条に規定する資格を専門委員会の評価を踏まえて審査する。

(教員資格審査委員会の組織及び運営)

第7条 教員資格審査委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 連合農学研究科長
- (2) 連合農学研究科長補佐
- (3) 連合農学研究科代議員

2 教員資格審査委員会が必要と認めた場合は、特定の主指導教員資格者を出席させ、参考意見を聞くことができる。

第8条 教員資格審査委員会に委員長を置き、連合農学研究科長をもって充てる。

2 委員長は、教員資格審査委員会を招集し、その議長となる。

第9条 教員資格審査委員会は、3分の2以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 第3条に規定する資格判定は、無記名投票により行う。投票は、「合」又は「否」の表記によって行い、「合」の票数が投票総数の3分の2以上の得票者を合格とする。

3 委員長は、前項の審査の結果を連合農学研究科長に報告するものとする。

(合否の判定)

第10条 連合農学研究科長は、前条第3項の規定に基づき報告のあった候補者について連合農学研究科教授会に諮り、合否の判定を行うものとする。

2 帯広畜産大学の教員、他連合農学研究科からの異動教員については、別に定める。

(資格審査結果の通知)

第11条 連合農学研究科長は、連合農学研究科教授会若しくは連合農学研究科代議員会の審査結果を推薦のあった構成大学の農学研究科長等に通知するものとする。

(雑則)

第12条 この内規に定めるもののほか、連合農学研究科教員の資格審査に関し必要な事項は、連合農学研究科長が定める。

附 則

1. この内規は、平成16年4月1日から施行する。
2. この内規は、平成18年4月1日から施行する。
3. この内規は、平成19年4月1日から施行する。
4. この内規は、平成22年2月12日から施行し、平成21年4月1日から適用する。
5. この内規は、平成25年4月1日から施行する。
6. この内規は、平成26年4月1日から施行する。

7. この内規は、平成29年4月1日から施行する。
8. この内規は、平成30年4月1日から施行する。
9. この内規は、平成31年4月1日から施行する。
10. この内規は、令和元年（2019年）9月6日から施行する。
11. この内規は、令和2年（2020年）4月1日から施行する。
12. この内規は、令和5年（2023年）9月12日から施行する。